令和4年7月

中宿地区区民と区長との懇談会 報告書

目 次

			^ °	ージ
Ι	概要	돌 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· 1
Ι	区長	長冒頭挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· 2
Ш	質問	問要旨及び区長回答 		
	1番	町会・自治会が抱える問題について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. 3
	2番	町会会員を増やす施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· 4
	3番	仲宿商店街と板橋区役所前駅周辺のまちづくりについて ・・・・		· 4
	4番	帝京大学医学部付属病院周辺地域の開発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. 5
	5番	帝京大学医学部付属病院周辺における信号機の設置と		
		石神井川緑道の桜について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	· 6
	6番	横断歩道設置の提案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	. 7
	7番	山中児童遊園内トイレ設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. 7
	8番	いたばし総合ボランティアセンターについて・・・・・・・・		. 8
IV	想記	炎(意見交換)		
	小• 中	中学校の学区域を中心とした防災訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. 9
	備蓄倉	 車内の資材の使用方法及び運営訓練の実施方法 · · · · · · · · ·		. 9
	別紙1	避難所運営マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・		12
V	· 区 t	からの情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	43
V		- 長結び挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		45

I 概要

1 開催日時

令和4年7月28日(木) 14:00~15:20

2 開催場所

仲宿地域センター レクリエーションホール

3 出席者

住民側 21名

町会・自治会及び関係団体		20名
	発言者	9名
一般公募		1名
	発言者	1名
	傍聴者	0名

区側7名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、都市整備部長、土木部長、仲宿地域センター所長

Ⅱ 区長冒頭挨拶

中宿地区の皆様には、日頃から区政全般にわたり、 ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に、多大なるご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。板橋区におきましても、やむを得ずさまざまな活動が制限されることとなり、皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしております。そのような中、6月20日に開催された「板橋区民まつり実行委員会」にて、令和4年度の板橋区民まつりの3年ぶりの開催を決定いたしました。再開するにあたっては、来場者・出演者・出店者の検温・消毒や、密集の回避・飛沫抑制などの感染防止対策の徹底を図り、万全の体制で開催いたします。

仲宿地区におかれましては、住民相互の親睦と交流を深め、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに、多大なる貢献をいただいておりますことに、敬意を表します。地区まつりや大運動会、夏祭り、みどりのカーテン講習会など地域コミュニティ事業に力を入れ、地域づくりに取り組んでおられます。今後とも、地域コミュニティの形成による、くらしやすい地域づくりにご尽力いただきますよう、お願いいたします。

さて、板橋区は、令和4年度が区制施行90周年を迎えます。先人たちが築いてきた伝統・文化など、大切な財産を継承しつつ、コロナ禍を乗り越え、誰一人取り残さず、成長し続けるまちの実現に向け、新しい未来へのメッセージを発信してまいります。90周年の節目を区民の皆さんとともにお祝いするため、年間を通して様々な記念事業を実施いたしますので、ご興味がある事業に是非ご参加ください。

また、板橋区では、「板橋区基本計画 2025」における未来創造戦略で指向する、魅力創造発信都市と、安心安全環境都市の実現をめざし、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症へ適切に対応していくとともに、「いたばしNo.1実現プラン2025」の重点戦略の柱である「SDGs戦略」「デジタルトランスフォーメーション戦略」「ブランド戦略」を基本とし、未来を見据えた計画の着実な実現を

図ってまいります。

また、5月20日には、国がSDGsの達成に向け、優れた取組みを提案する自治体を募集・選定する制度である「SDGs未来都市」として、板橋区が選定されました。今後、SDGs未来都市として選定されたことを契機に、「ものづくりのまち」という特徴・強みを活かしながら、「絵本のまち板橋」として、誰もが親しみ、身近に感じることのできる、絵本を軸とした取組みにより、若い世代の定住化、健康長寿のまちづくり、未来へつなぐまちづくりを、さらに推進してまいります。

最後となりますが、前回の仲宿地区における懇談会の開催は、平成30年6月であり、早いもので4年が経過いたしました。本日は、地域の課題はもとより、区政全般にわたる課題や要望などを、直接、お伺いできる貴重な機会ですので、これを活かした地域の課題解決、そして、区の発展につなげてまいりたいと考えています。

感染症の拡大防止を踏まえ、以前より短い時間で の運営とはなりますが、有意義な懇談会にしたいと 思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1番 町会・自治会が抱える問題について

氷川町会ご質問(要旨)

若い世帯の町会加入が減少して、町会役員の高齢 化、固定化が進んでいる。

そのような中、板橋区からの業務が多く降りてき ており、大きな負担となっている。

本日は、特に①放置自転車調査・札付け、②ポイ 捨て防止キャンペーンの2点について、業務委託の 見直しの有無についてお聞きしたい。

区長回答

町会・自治会の皆さまには、日ごろから地域交流 活動をはじめ、防火防災や環境美化活動など、地域 コミュニティの推進にご協力を賜り心より感謝申 し上げます。

区からお願いしている各業務については、地域の 実情を一番理解されている地元の町会・自治会の皆 さまにお願いをしておりますが、ご相談をさせてい ただきながら、無理のない範囲、実施可能な内容で、 ご協力いただきたいと考えております。

ご質問いただいた内容については、事業を所管する部長より説明いたします。なお、ポイ捨て防止キャンペーンについては、事業を所管する資源環境部長が本日、出席しておりませんので、お答えできる範囲で政策経営部長より回答させていただきます。

(以下、土木部長より説明)

今のお話が仲宿地域全体の話なのか、氷川町会だけの話なのか、確認しなければいけないと思いますけれども、契約を年度ごとでさせていただいておりますので、今すぐに変更することは難しいかと思います。

来年度につきましては、十分間に合いますので、 よろしければ個別に担当課からご連絡差し上げ、対 応を調整させていただければと思います。

(以下、政策経営部長より説明)

「ポイ捨て防止キャンペーン」については、資源環境部が担当しておりますが、本日出席しておりませんので、私が簡単に説明させていただきます。

各地区におかれましては、環境行動委員会が組織され、地域の方々と一緒になってエコポリス板橋を 実現するためにさまざまな活動に取り組んでいる ことと存じます。そのような中、活動の一つとして、 仲宿地区もポイ捨て防止キャンペーン、クリーン作 戦に取り組んでいることと存じます。

そのような中、役所だけで清掃活動をするのではなく、地域の方々と一緒になって環境活動を行っていくという環境行動委員会の趣旨のもとで、各町会にはご協力いただける範囲でお願いしているところと存じます。

しかしながら、地域の実情を踏まえながら、見直 しを適宜実施しながら進めていくものと理解して おります。

本日、いただいたご意見について資源環境部にも 伝えながら、地域の環境活動を行政だけでなく、地 域の皆様と一緒に進めていくにはどうしたらよい のか検討していきたいと存じます。

また、地域センターを通して、地域の皆様にお知らせしていきたいと存じます。

2番 町会会員を増やす施策について

仲宿東町会質問(要旨)

町会会員を増やすために、大規模建築物等の指導対象となる建築物の完成後の担当者がわかるような 取組を、町会とともに行ってほしい。

区長回答

町会・自治会の皆様には、日頃より安心・安全なまちづくりにご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

町会・自治会への加入促進については、これまで 様々な取組を行っており、特に地域への影響が大き いマンションの建設時には、「板橋区大規模建築物 等指導要綱」において、事前に地元町会・自治会と 加入について協議するよう定め、この協議により一 定の効果を得ていると考えております。

一方、町会・自治会長と建築事業者との協議の内容が、建物完成後の担当者に引継がれていない場合があり、マンションの管理事業者や管理組合とのやり取りに、ご苦労されていることは認識しております。

区としても、町会・自治会長との協議内容をしっかり引き継いでもらえるよう、事業者に対する説明 資料の充実に努めるとともに、引き続き、町会・自 治会の加入促進のため、支援や周知の方法について、 他の事例等も収集しながら検討を進めてまいります。

3番 <u>仲宿商店街と板橋区役所前駅周辺のまちづ</u> くりについて

宮元親興会ご質問(要旨)

板橋区のブランド戦略「駅周辺のまちづくり」の 対象となっている地域「上板橋駅、大山駅、板橋駅」 はどのように選定されたのか。また、この3地区の 他に対象となっていた地域等はあるのか。なお、仲 宿商店街と板橋区役所前駅周辺の「まちづくりビジョン」はあるか。

区長回答

大山駅、板橋駅、上板橋駅南口駅前周辺では、それぞれ市街地再開発事業などまちづくりの計画が進捗し、若い世代の定住化や交流・にぎわいの創出など魅力ある快適なまちへの再生が期待でき、No.1プラン 2025 の計画期間である令和7年度までに具体的な事業量と必要経費が見込まれるため、ブランド戦略に位置づけ重点的に取り組んでいくこととしたところであり、他に対象となっていた地域等はございません。

仲宿商店街と板橋区役所前駅周辺については、区名の由来といわれる「板橋」や江戸時代に中山道第一の宿場町としてにぎわいをみせた板橋宿の歴史的資産を背景として、活気ある商店街が形成されており、周辺の「こども動物園」や「植村冒険館」などの観光資源にも恵まれ、区内屈指のブランド力を有するポテンシャルの高い地域であります。

また、中山道板橋宿の中心部、仲宿商店街に位置する大正時代から続く築100年の旧米屋商家「板五米店」では再生プロジェクトにより、新たなまちの魅力も創出されているところでございます。

今後も区の顔として、更なるにぎわい創出をめざ して、地域全体を面で捉えた新旧のまちの魅力を核 とした再構築を進めるとともに、商店街、民間事業 者など地域の皆様と連携し、まち全体の活性化や魅 力発信に取り組んでまいります。

また、この地域の旧板橋宿周辺地区(板橋三丁目、 仲宿、本町)では、商店街の後背地の住宅地に狭あい道路が多く、狭小敷地と木造住宅が密集する市街地が形成されているため、平成25年6月に「旧板橋宿周辺地区地区計画」を策定し、防災上及び居住環境上の課題を解決するための建替えのルールを定め、誰もが安心・安全に暮らし、多世代にわたっ

Ⅲ 質問要旨及び区長回答

て住み続けられるまちの実現をめざしてまいります。

4番 帝京大学医学部付属病院周辺地域の開発について

仲宿睦町会ご質問(要旨)

帝京病院周辺は、石神井川緑道を含めて開発される予定があるのか。

帝京病院周辺の交通量の変化に対し、どのように 対応する予定があるのか。

区長回答

帝京大学付属病院周辺の企業やマンションなどの更新は、一段落しており、現段階で大きな開発計画等の情報は持っておりません。

また、石神井川緑道についても、路面の整備やサクラの木の更新などを除き、現在の形態を大きく変更するような計画はもっておりません。

加えて、ご心配の補助第87号線の開通に伴う交通量増加については、顕著な変化は確認しておりませんが、開通後、間もないこともあるため、一定の期間を置いて交通量調査などの評価を行います。

こうした調査により、状況を客観的に把握した上で、道路の容量を超えるような交通量増加や、安全な通行に危険を生じさせるような状況を確認した場合には、関係機関とも協力し、必要な措置を講じてまいります。

5番 帝京大学医学部付属病院周辺における信号 機の設置と石神井川緑道の桜について

JR東日本十条社宅自治会質問①(要旨)

都市計画道路補助第87号線が開通して、交通量が増えた御成橋付近の丁字路に、信号機を設置してほしい。

区長回答

地域や沿道の皆さまの多大な理解と協力により、 令和4年3月9日から供用を開始した補助第87号線については、道路構造令による4種2級の道路 として、1日あたり、4,000~10,000台の計画 交通量を想定した構造で設計・施工しております。

ご指摘の交差点は、近隣に保育園や幼稚園があることなどから地元要望を受け、区としても、計画段階から信号機の設置を板橋警察署に要望しておりますが、信号機を設置すべき交通量(1時間当たり往復300台以上)に達していないことや、歩行者が滞留するスペースが狭いなどの理由から、設置に至っていない状況となっております。

整備前の交通量は1日あたり約3,000台となっておりましたが、開通後、まだ間もないことから、引き続き交通量の変化を注視し、その状況に応じて、板橋警察署を通じ、信号機の設置者である公安委員会に設置を要望してまいります。

JR東日本十条社宅自治会質問②(要旨)

加賀学園通りの道路工事のために、伐採した桜の 木をできる限り新植してほしい。

区長回答

加賀学園通りでは、歩道のバリアフリー化及び車道のひび割れ解消を目的とした道路補修工事を、4月から11月までの予定で実施しており、この中で、幹や主要な枝に腐りが入るなど、倒木や枝の落下などにより歩行者等の安全を脅かす恐れのあるサクラの更新作業を実施しております。

区としても、この景観を保全していきたいとの考えは同じでありますが、植物としての成育環境の視点から見ると、川側ではサクラ同士の枝が重なるまでの密な状態となり、健全な成育が望めない状況が発生しております。

こうした状況から、約 10 メートルの植栽間隔を 基準として、それぞれの健全な成育を促すこととし、 調査・検討した結果、川側の歩道については補植を 行わず、帝京大学病院側については、基準を大きく 超えて間隔の広がってしまう箇所に、新たに6本の サクラを増植することといたしました。

帝京大学病院の区間は、道路の両脇にサクラを配置した構造のため、満開の時には、視野いっぱいの花を楽しませてくれる石神井川沿いでもひときわ美しい区間の一つともなっており、今後も、区のブランドの一つとして、皆さまと共に守り育てていきたいと考えております。

6番 横断歩道設置の提案について

栄町自治会質問 (要旨)

大山駅北口から東京都健康長寿医療センターを 抜け豊島病院まで、直線で通行できる経路の途中に ある道路に横断歩道の設置を提案する。

区長回答

東京都健康長寿医療センターと栄町 25 番地を 挟む区道 1906—2 号線の横断歩道設置を、東京 都公安委員会に上申するよう板橋警察署に要望を 続けてまいりましたが、現在も上申しないとの態 度は変わっておりません。

こうした状況を受けて区では、横断歩道に代わる 手段として、区道 1906—2 号線が氷川町の"ゾーン 30 "指定エリアへの入口に当たることから、車の速度抑制を考慮した路面のペイントを施すとともに、舗装色の変更などによる横断支援策を板橋警察署へ提案しております。

この方策により交通管理者である警察署との間で、横断に関する合意が図られたならば、区で、設計に着手し、早ければ来年度に予定している道路補修工事に合わせて、横断部分の歩道の切り下げやガードパイプの撤去を行いたいと考えております。

警察署との協議にあたっては、自治会や近隣方々の力が大きな後押しになりますので、区としても皆様との情報交換を密にし、具体的な提案にあたっては、ご意見をいただくなど、連携を深めていきたいと考えております。

7番 山中児童遊園内トイレ設置について

藤栄町会質問(要旨)

山中児童遊園内集会所の撤去に伴いトイレも取り壊されるため、多目的トイレも含め、きちんとしたトイレを設置してほしい。

区長回答

山中児童遊園集会所の跡地は、住民防災組織格納庫など、防災機能を有した施設を設置する方向で調整を進めており、トイレの設置は行わない計画であります。

一方、山中児童遊園は開設から 45 年を経過し、廃止したこどもの池をはじめ、各施設の更新時期を迎えていることから、公園改修のなかで、ユニバーサルデザインのトイレを整備する方向で地元と調整を行いたいと考えております。

時期としては、早ければ来年度に地元の皆さま、 利用者の皆さまの意向調査及び設計作業を行い、令 和 6 年度に工事に着手できるよう努力していると ころでございます。

なお、集会所建物の除却工事が先行し、トイレが 使用できない期間が発生することになりますが、こ の間は近隣の「なかいたプチパーク」を紹介する掲 示を行うなど、少しでも不便を解消できるよう配慮 したいと考えております。

8番 いたばし総合ボランティアセンターについ て

一般公募質問①(要旨)

いたばし総合ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人と受けたい人などを結ぶコーディネート業務や、団体間のネットワークづくりのためのイベントや講習会など様々な取組をしている。しかしながら、これらの活動が多くの市民に伝わっているのか疑問を抱く。今後、いたばし総合ボランティアセンターの運営を、どのように推進していくのかを伺いたい。

区長回答

区は、平成 18 年度に、いたばし総合ボランティアセンターを開設し、ボランティア・NPO活動の推進及び円滑化を図るとともに、意識啓発や活動環境の整備に努めております。

ボランティアセンターの事業や活動の周知については、情報誌やSNS等により発信しており、ここ数年は相談・問い合わせ件数が大幅に増加するなど、一定の成果をあげております。

近年、ボランティアセンターを取り巻く環境が著しく変化し、社会情勢にあった支援を行うことが求められているため、令和4年度にボランティア活動推進協議会を立ち上げる予定でございます。

広く区民の皆さまの意見をいただきながら、多様な分野とのネットワークを構築し、地域とともに歩むボランティアセンターの運営方針等について検討してまいります。

一般公募質問②(要旨)

市民の興味を引くためには、足を止めたくなる・行きたくなる建物であることも重要な要素である。 いたばし総合ボランティアセンターの建物について、クラウドファンディング等を活用して、リノベーションすることを希望する。また、市民の力を借りたリノベーションも考えられるが、区の見解を伺いたい。

区長回答

いたばし総合ボランティアセンターは旧板橋第 三小学校の校舎を利用しており、平成 14年3月末 の閉校以来、ボランティアセンター、公文書館など で暫定利用しております。

建物は築 63 年が経過し、老朽化の課題を抱えており、リノベーションして継続使用していくには課題が多いものと考えております。

ボランティアセンターについては配置場所も含めて今後のあり方を検討していく予定でありますが、現建物の解体・再整備は令和6年度以降の予定であり、ご提案のクラウドファンディング等の活用も視野に入れながら、広く区民の意見を伺いつつ、再整備の方向性を検討してまいります。

ご質問① (要旨)

小・中学校の学区域を中心とした防災訓練

町会の支部単位ではなく、実際に避難してくるで あろう地域の方々、学校の学区域単位で、避難所開 設・運営訓練を実施してほしい。

危機管理部長回答

日頃より、区の防災行政にご理解・ご協力をいた だき、感謝申し上げます。

避難所の開設や運営について訓練を行うことは、 地域の防災力の向上のために、非常に重要だと考え ており、危機管理部では各支部に対し、地域センタ ーを通じて、避難所の開設・運営訓練を重点的に計 画に組み込むよう提案をさせていただいておりま す。

令和4年度においても、令和5年3月に行う総合 防災訓練で、避難所開設・運営訓練を組み込むよう お願いしております。

一方で、総合防災訓練の日に、各支部単位ではな く、例えば加賀小学校で、通学区域単位で避難所の 開設や運営訓練を行っていただくことは、非常に有 意義であると考えております。

防災訓練については、これまでも地域の住民防災 組織が主体となって目的を定め、実施計画を立てて いただいております。

総合防災訓練の日に、通学区域単位の訓練を計画 し、地域住民の皆様が中心になって実施する場合に は、事前の準備や実施方法について、危機管理部と して支援をしていきたいと考えております。

訓練の進め方などについて不明な点があれば、危 機管理部地域防災支援課までご相談いただきたく 存じます。

ご質問② (要旨)

備蓄倉庫内の資材の使用方法及び運営訓練の実施 方法

避難所開設・運営訓練を実施し、備蓄倉庫にある 物資を取り出して実際の使い方や用途の説明をお 願いしたい。

また、中学生を巻き込んだ避難訓練や避難所運営 マニュアルに沿った形での訓練をしていただきた 61°

危機管理部長回答

日頃より、区の防災行政にご理解・ご協力をいた だき、感謝申し上げます。

総合防災訓練にかぎらず、防災訓練時に、備蓄倉 庫に入っているものの紹介や使用の用途をご案内 することは可能でございます。なお、実際に、住民 防災組織からのご要望を踏まえ対応している事例 もございます。

備蓄倉庫内の備蓄物資については、消耗品など、 実際に中身を取り出して訓練に使用することは難 しいものもございますが、組み立て式トイレ、マン ホールトイレ、LPG 式ガス発電機などの物品につ いては、備蓄物資とは別に訓練用のものがあるため、 それらを活用した訓練も可能であります。

また、防災訓練については、これまでも地域の住 民防災組織が主体となって目的を定め、実施計画を 立てていただいているところでございます。

区が作成した避難所運営マニュアルに沿った訓 練や中学生と連携した防災訓練は有意義と考えて おり、訓練内容の相談や物品の貸与など、危機管理 部として支援できることは最大限に行ってまいり ますので、個別にご相談をいただきたく存じます。

最後に、本日、避難所の運営マニュアルを配付し ておりますので、簡単にご説明いたします。

避難所の運営マニュアルとは、区民の皆さんが、 災害時に避難所をどのように開設し運営していく のかをまとめたものでございます。過去の災害では 避難者が主体となって運営した避難所は、運営が上 手くいった事例が多く報告されています。

次に避難所には何が備蓄されているかについて ご説明させていただきます。食料や水、日用品、救 急箱などのような消耗品、仮設トイレ、テント、発

Ⅳ 懇談(意見交換)

電機等のほか、新型コロナ対応に係る物品も準備しております。

続いて、避難所開設の手順でございます。まずは、 避難所を開設するために、避難所隊・近隣協力員に より鍵を開錠します。その後、施設の点検を行い、 施設の安全を確認します。確認の結果、安全と判断 できれば、避難所の開設へと移ります。体育館等の 生活スペースの清掃及び生活スペースの区画割を 行います。その後、開設準備として受付を設置し、 避難所受入カードを準備します。準備ができました ら、実際に避難所の開設となります。受け入れ時に は避難所受入カードの記入と健康状態チェックリ ストを避難者に記入してもらいます。健康状態に問 題がなければ体育館へ案内となります。

続きまして、避難所内の各スペースの作り方となります。避難者一人当たりのスペースは、最低限1畳を確保していただきたいと思います。また、必ず人が通れる通路を複数つくるようにしていただければ思います。

続きまして、感染症を踏まえた避難所受入の流れです。マスクを着用していない方については、備蓄のマスクを配付し、体温計による検温・健康状態等の聞き取りを行います。受入カードの記入前にアルコール消毒を行い、避難所の受付となります。症状がなければ、体育館等に避難、症状があれば別室に案内する流れになります。また、感染症流行時の避難所レイアウトについては、避難者同士の間隔を広くとるようになります。避難スペースが足りなくなった場合は、空き教室を使用するなど、使用できるスペースをうまく活用しながらの運用を想定しております。

最後に、避難所マニュアルに各防災倉庫に入っている避難所開設関係書類一覧を掲載しておりますので、訓練時等でご確認いただければ幸いです。

簡単ではございますが、避難所マニュアルの説明は以上となります。

区長総括

仲宿地区の町会・自治会の皆様をはじめとして、 仲宿地区にお住いの皆様におかれましては、日頃よ り区の防災行政に対してご理解、ご協力をいただき、 心から感謝申し上げます。

仲宿地区は、旧中山道板橋宿の中心部に位置しており、区名の由来となった石神井川にかけられた「板橋」が桜の名所として知られております。

また、仲宿地区は、北部に環状7号線、西部に、 首都高速5号線池袋線が整備されており、交通の利 便性が高い地区でもあります。

一方で、地区内が幹線道路で分断されており、災害発生時には著しい渋滞が予測されるとともに、地区住民の安全な避難行動が妨げられる可能性がある地域でもあります。

さて、地震については、首都直下地震がいつ起き てもおかしくないと言われており、災害に備える必 要性・重要性が益々高まっております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年から4年にかけて、総合防災訓練が中止と なっており、地域防災力の継続性を懸念していると ころでございます。

災害発生時には、地域の皆様の協力による避難活動、消火活動、救助活動、復興活動が、被害を最小限に抑えるとともに、早期の復興に繋がるものと認識しております。

そのため、コロナ禍であっても、地域防災力を高めていく必要があり、災害時において、地域の多くの方々が避難することが想定される避難所の開設 や運営訓練は非常に重要であると考えております。

今回、学区域単位の避難所の開設や運営訓練など、 より実践的なご提案をいただいたことについて、感 謝申し上げます。

地域を限定した訓練は、その地域の皆様にとって、 より有意義で実践的なものとなるため、危機管理部 や地域センターなどの関係部署と協力し、是非、積 極的に訓練を実施していただきたく存じます。

防災への取組は、公助だけでも自助だけでも成り立ちません。すべての地域の方が、落ち着いて、かつ迅速に避難行動、防災活動にあたることができる、安心・安全なまちを実現するため、区としても平常時から防災意識の向上と、万全な備えをしていきた

IV 懇談(意見交換) いと考えておりますので、今後とも区の防災行政に ご理解とご協力をお願いいたします。

概要版

避難所運営マニュアル

令和3年10月 板橋区

目次

はじめ		•••1
第1章	避難所について知っておきましょう	2
第2章	避難所の開設	•••6
第3章	避難所設備を確認・設置しましょう	•••13
第4章	避難所内の各スペースを作りましょう	•••17
第5章	避難所運営組織を作りましょう	•••18
第6章	炊き出し・給食を行いましょう	•••20
第7章	避難所での感染症対策	•••22
第8章	その他の注意点	•••25
第9章	資料編(赤いボックスに入っている物等)	•••28

Oはじめに

このマニュアルは、区民の皆さんが、災害時に避難所をどのように開設 し運営していくのかを東京都避難所管理運営の指針(平成25年2月)を 参考にしてまとめたものです。

避難所運営は、避難者の皆さんが中心となって行いますが、過去の災害では避難者が主体となって運営した避難所は、運営が上手くいった事例がより多く報告されています。このマニュアルを参考として、ぜひ、自助・共助に基づき、皆さんの協力で災害時の対応をお願いします。

○確認しましょう (下表に記入しましょう)

板橋区福祉部生活支援課	□ 電話:03-3579-2352
※避難所を管理運営する区窓口です	□ 福祉部生活支援課メールアドレス
	: koukan@city.itabashi.tokyo.jp
	口 デジタル防災行政無線(260MHz)
	呼び出し番号:「260」
板橋区教育委員会教育総務課	□ 電話:03-3579-2603
※避難所施設の管理と教職員のとり	□ 教育委員会教育総務課メールアドレス
まとめをする区窓口です	: kyosho@city.itabashi.tokyo.jp
	口 デジタル防災行政無線(260MHz)
	呼び出し番号:「121」「122」「300」
板橋区危機管理部(防災センター)	電話:03-3579-2151~2154·2159 (危機管理部)
※災害対策全般の対応をする区窓口	03-3579-2211(防災センター)
です	□ 危機管理部メールアドレス
	: bousaikk@city.itabashi.tokyo.jp
	口 デジタル防災行政無線(260MHz)
	呼び出し番号:「100」
周囲の避難所	
│ │○○小中学校	□ 電話:03
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 」
│ │○○小中学校	□ 電話:03
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 」
○○ 地域センター	□ 電話:03
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 」
○○ 消防署	□ 電話:030119
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 」
│ ○○出張所	□ 電話:030119
	D ## . 00 0110
○○ 警察署	□ 電話:030110
	□ デジタル防災行政無線(260MHz): 「 」
○○ 病院	□ 電話:03
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 <u>」</u>
○○ 病院	□ 電話:03
	□ デジタル防災行政無線(260MHz):「 」

第1章 避難について知っておきましょう

Q 避難するときはどのようなとき?





- 〇住居の被害が大きく、自宅にとどまることが難しいとき
- 〇大きな火災が発生して、自宅に火が向かっているとき
- ○浸水があり、自宅では孤立してしまうとき
- 〇水道・電気・ガスなどが止まり、自宅で生活することが困難なとき
- 〇区から避難指示、避難勧告があったとき
- **Q** 避難するときに心がけることは?





- 〇できるだけ、徒歩で避難しましょう
- 〇安全な服装(長袖・長ズボン・動きやすい靴等)で避難しましょう
- 〇必要なものは、リュックサック等に入れて持っていきましょう
- 〇自宅のガスの元栓をしめ、電気ブレーカーを落としましょう
- ○災害用伝言ダイヤル(☎171)などで行き先を家族等に知らせま しょう
- ※余震での被害や二次災害を避けるためにも、自宅 や周辺の状況を確認し、落ち着いて行動しましょう!

Q 避難するときに持って行くものは?



避難が必要になった場合に持ち出すものは、すぐに必要になるもの、なければ困るものなどを優先して用意します。 用意したものは、リュックサックや非常用持出袋等にまとめ、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

<用意するものの例>

常備薬、非常食、飲料水、衣類の着替え、懐中電灯等

※詳細については防災ガイド・ハザードマップ2021 防-13ページをご確認ください。

避難所は自宅で生活できない方が避難する場所です

『発災時にすぐ避難所に避難』は間違いです。

本当に避難が必要な人が1人でも多く避難できるように、自宅での 生活が可能であれば、『在宅避難』をしましょう。

【在宅避難に向けた準備】

ローリングストック(循環型備蓄)

日常で使う食品を多めに買い、普段の生活の中で消費しながら買い足しを行い常に一定の備蓄量を保つ方法。

※ストレスの多い災害時にいつもと同じものを食べることが心のゆとりにつながります。

【在宅避難中に物資が不足したり、情報が必要な場合は?】 地域の防災拠点となる避難所で情報や最低限の物資を得ることが できます。

※食事の準備のために、避難者数の把握が必要になります。在宅 避難者の方も避難所受入カードに記入をさせてください。

◎避難の流れを確認しましょう



自宅の倒壊などにより自宅で生活ができない。

はい



いいえ



・時(いっとき)集合場所に避難

住民防災組織(町会・自治会等)ごとに 地域内の公園や広場を集合場所として 決めています。周囲の状況を確認し、救 出救助、初期消火等を実施しましょう。

在宅避難

自宅が安全であれば、そのまま 自宅にとどまり避難をしましょう。 その際には、余震や火災の発生 など周囲の状況に注意しましょう。

自宅を離れる際には、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを遮断 し、必要最低限のものを持って避難しましょう。





近隣で火災が発生し、危険が迫っている。

はい



板橋区ホームページ



いいえ



避難場所へ避難

火災などが発生し危険である場合は、近 くの避難場所へ避難しましょう。

区内には12の避難場所があります。

※防災マップ等で避難場所を確認!

在宅避難



火災等によって自宅に住むことができなくなった。

はい



板橋区ホームページ



いいえ



避難所へ避難

避難所は区内すべての区立小・中学校で す。自宅で生活ができない場合の生活の場 となります

在宅避難

◎避難所はこんなところです

小学校・中学校の体育館や普通教室などが、避難スペースとなります。避 難者数や感染症流行の状況などによって広さが変動する場合がありますが、

1人あたり1.65㎡ (たたみ1畳) 程度のスペースを想定しています。

避難所には、数日分の食料や飲料水、毛布などがありますが、最低限の数量しか備蓄をしていません。また、個人の嗜好などに合うものがあるわけではないので、それぞれご自身で用意していただくことも重要です。

◎避難所には何が備蓄されているの?

- 食料(アルファ化米、クラッカー、粉ミルク、レトルト食品など)
- 水(ペットボトル、給水架台、ポリタンクなど)
- 日用品(タオル、肌着、毛布、トイレットペーパー、紙おむつなど)
- 救急箱、担架ベッド、防水シート、メガホン
- バーナー、鍋セット、炊飯袋、食器セット
- 仮設トイレ、テント、発電機、スマホ充電器、投光器、工具、など
- ・ コロナ対応物品(マスク、消毒液、非接触型体温計など)

一部の避難所は、学校内の備蓄倉庫のほか、近隣マンション等に設置され た区備蓄倉庫にも一部物資が入っています。



避難所の備蓄倉庫や受水槽、消火栓などの場所は、学校防災計画や防災に関する会議の際に、確認しましょう。

第2章 避難所の開設

避難所開設•運営手順開設動画

災害が起こった際に、避難所となる 区立小、中学校をどのように開設・ 運営していくかの方法を紹介しています。



避難所開設フロ一図

避 □避難所隊・近隣協力員により鍵を開錠。 難 所 □避難者がすでに避難所に集まっている場合 **P8 の** 開 は、校庭などの安全な場所に待機してもらう。 設 □建設関連事業者や避難所運営職員で協力し、 施設 チェックリスト(P9,10)を用いて施設の安全 点検を行う。 あ **P8** 点検 ・建物(生活スペース等) ・電気、水道等の設備 避難所の開設可 避難所の開設不可]避難所への人の立ち入り □生活スペース(体育館等) を禁止。 の清掃 □タブレット端末を使用し □生活スペースの区画割り 区災害対策本部に連絡。]受付を設置する。また、備蓄倉庫から避難所 開 関係書類を持ち出し、避難所受入カードを用 設準 **P8** 意する。 □夜間の場合、投光器などで受付場所を照らす。 避難 □避難者に避難所受入カード、健康状態チェッ クリストに記入してもらう。 所 □開設後、区職員はタブレット端末等を用い、 P11 ഗ 区災害対策本部に開設状況を報告する。 開 ※タブレット端末の操作方法はP35~ 設 避 □避難所運営協議会を設置し、避難所運営に関 するルール作り等を行う。 所 P18

□避難所運営は各活動班ごとに役割を分担する。

◎避難所開設の基準

避難所の開設から運営までの主な流れは、次のとおりとなります。

【参集の判断】

- ・ 区職員・教職員は震度5弱以上で参集し開設準備をします
- ・ 学校防災連絡会の方も震度5弱以上で参集をお願いします
- ・ 開設の指示は無線や参集メール等でお知らせします 【避難所開設の判断】

震度は区内震度を基準にします

- ・震度6弱以上の場合(※自動開設)
- ・ 震度 6 弱未満でも避難者が避難所に詰めかけた場合 (各避難所の判断で開設をしてください)
- 板橋区の災害対策本部から開設の指示がある場合

【避難所運営に携わる各主体の役割】

〇避難所長

避難所長は、地域で助け合う「共助」の考え方に基づき、地域の方にお願いしております。避難所長を中心に避難所運営協議会を設置し、避難所のルールや班編成を決定します。なお、避難所運営による責任は区が負います。

〇地域の住民防災組織関係者

住民防災組織として活動を行った後、地域住民による避難所運営にご協力いただきます。

〇近隣協力員

学校の近くに住む住民の方に、近隣協力員をお願いしております。学校の鍵を所持しており、教職員の不在時には鍵を開けていただきます。

○建設関連事業者

建設関連事業者は、発災後に学校に駆けつけ建物の安全確認を行います。安全確認は、建設関連事業者の方を中心にみなさんで実施します。

○教職員

教職員は、児童・生徒の安否確認や学校の再開を優先しながら、避難所開設 ・運営の支援を行います。

〇区職員 (避難所隊、避難所班)

避難所隊は学校の近くに住む区職員が任命されています。学校の鍵を所持しており、発災後に学校に駆けつけ、避難所の運営に携わります。

避難所班は避難所運営を担当する福祉部職員が任命されており、避難所の運営、要配慮者への対応等を行います。

避難所班は学校の近くに住んでいるとは限らず、発災後は各職場に一度参集 した後、担当の避難所に向かいます。

◎避難所開設の活動・手順

(1) 鍵を開けます



(2)避難所施設の安全確認

地震や災害発生後は、避難所となる学校施設も被害を受けている状況になります。そのため、安全確認や施設の清掃等が必要になります。特に、天井からの落下物や割れたガラスに注意が必要です。

【学校が開いている昼間の時間帯】

学校の教職員や建設関連事業者の皆さんが確認を行います。また、その他、 避難所担当の区職員、住民防災組織の役員の方や避難してきた皆さんの中で 建築に詳しい方がいれば協力を依頼し、「施設の安全点検のためのチェック リスト(P9.10参照)」を用いて確認をします。

【学校が閉まっている夜間や休日の時間帯】

建設関連事業者や避難所担当の区職員、住民防災組織の役員の方や避難してきた皆さんの中で建築に詳しい方が協力して、「施設の安全点検のためのチェックリスト」を用いて確認をします。

夜間の場合は、校舎・体育館などの照明をつけます。停電時は、懐中電灯を使用し、土足のまま入り、点検します。

【点検がおわったら】

生活スペースの清掃を行います。避難者の皆さんで協力して行い、生活スペースに防水シート等で区画しましょう。

(3)避難所の開設準備

学校から利用できる複数の机、ホワイトボード、筆記用具を用意します。 備蓄倉庫から、避難所関係書類(赤いクリアボックス内に一式入っていま す)を持ち出し、避難所受入カードを用意します。また、避難所運営に関係 する方はビブスを着用します。

夜間の場合は、校舎・体育館などの照明をつけます。停電時は、皆さんが 持ち寄った懐中電灯や発電機と投光器で受付場所を照らします。

※発電機は重いので複数人で持ち出しましょう。また、燃料の取り扱いに注意しましょう。 ※夜間で作業が難しい場合は危険ですので、翌日に行いましょう。

(4) 校庭で待機します

避難所施設の点検が終わるまで、避難者の皆さんを校庭で待機させます。 ただし、季節や天候により、毛布を配布したり屋根のある部分を利用したり するなど状況により判断します。

		全点検のためのチェックリスト(東京都のリスト 	判定	該当する場合の
			(該当)	対処・応急対応等
1	施設全体			7.4.4.4.19.+
1)	建物(傾斜・沈下)	<u>傾いている。沈下している。</u> 傾いているように感じる。		建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
-		傾いているように窓しる。		安江息 一専門家へ評価的例で安朗
2)	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
3)	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影		要注意
		響はないと考えられる。		→専門家へ詳細診断を要請
2	施設内部(居室・通路等)			
		傾いている、または陥没している。		立入禁止
1)	床	フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
		間仕切り壁に損傷が見られる。		建物を退去
		天井材が落下している。		立入禁止
2)	壁∙天井材	CATALL CO. S.		· · · ·
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
		 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著し		
		人、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
3)	廊下•階段	斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわず		点検継続
		かである。		→専門家へ詳細診断を要請
4)	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
5)	窓枠・窓ガラス	窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
6)	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
		什器(家具)等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
7)	什器等	書類等が散乱している。		要注意/要復旧
 ع				スエル/ス区山
Ĭ	以明寸	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)		I
٦١	電力	照明が消えている。		代替手段の確保/要復旧
1/	电刀			→(例)非常用電源を稼働
_		空調が停止している。		
		停止している。		」要復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2)	エレベータ	警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
ĺ	· •	カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関 連絡
3)	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例) 備蓄品の利用
4)	下水道・トイレ	水が流れない(溢れている)。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
┪		異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止 /要復旧
5)	ガス	停止している。		要復旧
				女優日 代替手段の確保/要復旧
6)	通信•電話	停止している。		→(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7)	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
1	セキュリティ			
	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
	非常階段•非常用出口	閉鎖している。(通行不可である。)		要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3)	入退室·施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意(状況により 入禁止)
	【評価結果】	【【備考】施設名、点検日、点検者、補足事項等を記入する。		
窓	【计叫心木】			

「施設の安全点検のためのチェックリスト」による点検結果の評価 (裏)

- 評価手順
- 1 施設が複数ある場合は、施設別に点検を行う。
 - 例 避難所の校舎、体育館が別棟の場合は、それぞれの建物に対して評価を行う。
 - 例 渡り廊下でつながっている建物など、同一建物か別棟かの判断ができない場合 は、それぞれに対して評価を行う。
- 2 「判定(該当)」欄に該当の場合は、「レ」を、非該当の場合は「―」を記入する。
- 3 点検表の「1、2、3、4」のそれぞれについてABCDE評価(4)参照)を行い、4文字で評価する。
- ※ 点検表の「1、2、3、4」とは、
 - 「1 施設全体」「2 施設内部(居室・通路等)」「3 設備等」「4 セキュリティ」
- 4 ABCDE評価

判定(評価)欄の該当状況		評価	対応
網掛け の「判定(該当)」欄に 1つで も該当する場合	\Rightarrow	ГСJ	・即刻、建物を退去する。又は、建物に立ち入らない。・判定(評価)欄該当項目以外は、建物外からわかる範囲で点検を行う。「1、2、3、4」のうち評価できない部分は、見たかどうかにより「D」又は「E」とする。
「判定(該当)」欄に該当しない場合	\Rightarrow	$\lceil A \rfloor$	・ひとまず、安全と評価し、使用する。
「判定(該当)」欄に「C」以外の該 当がある場合(網掛け以外にのみ該当 がある場合)	\Rightarrow	「B 」	・立入禁止区域の設定や設備の代替等を考慮 し、使用できる範囲を限定して使用する。
見た結果、判断ができない場合。	\Rightarrow	ſD]	・他の職員等の協力を確保し、評価に努める。 評価できない場合は、「D」とする。
全く状況を見ることができない (確認できない)場合	\Rightarrow	ſΕJ	・ひとまず危険の可能性有りと判断する。

- ※「点検内容」欄ない状態がある場合は、人命安全を図る立場に立って、臨機応変に判断する。過去の大震災では、職員個々が現場で何らかの判断に迫られる場合があった点に注意する。
- ※「1」「2」「3」「4」内の各項目全ての点検ができない場合 見込み(推定)も踏まえて、努めて評価を行う。
- 5 評価の例
 - (1) 建物が傾いている。
- ⇒ そもそも建物には入らずに、「1」は、無条件で「C」評価とし、後着の職員等が建物に立ち 入らないよう規制する。
- 「2」「3」「4」は、建物外から点検する。全く見ることができない場合は「E」評価とし、総合評価は「CEEE」とする。仮に「4 セキュリティ」が点検できる場合は、総合評価は「CEEA」又は「CEEB」となる。
 - (2) 点検内容欄に記載する状態までは至っていない。
 - ⇒ 総合評価は「AAAA」となる。
- 6 総合評価

ABCDE評価を4文字で行い、【評価結果】欄に記入する。また、【備考】欄には、施設名、 点検日、点検者、補足事項等を記入する。

(5)避難者の受付・受入カード記入・受入誘導など

学校の備蓄倉庫にある「避難所関係書類一式」の箱から、避難所受入力ードを取り出してください。受付場所と避難区画がわかるよう、それぞれ表示します。

避難者に整列をしてもらい、順番に受入カードに記入をさせてください。 感染症流行時には検温や健康状態チェックリスト(P12参照)に基づいた 健康状態の確認を行います。(感染症流行時の注意点はP22~)

なお、事前に記入済みのカードをお持ちいただいた場合は、内容を確認し、 受け取ります。その後、校舎内へ誘導します。避難所を開設したら、区職員 がタブレット端末等を用い、区災害対策本部に開設した旨を連絡します。

※受付や誘導は、町会・自治会の方や区職員などでは足りません。避難者の協力も依頼します。

◆報告の方法

区職員は、各避難所へ配備したタブレット端末に入っているシステムを用い、避難者数等の報告を行ってください。(システムの操作方法はP35~を参照)

システムに不具合がある場合は、報告事項(下記参照)をメールに入力し、災害対策本部アドレス(saitaihonbu@city.itabashi.tokyo.jp)に送付してください。

<メール本文に以下の内容を入力し、送信>

【件名】〇〇小(中)学校

(以下本文)

【報告日時】〇年〇月〇日〇時〇分

【報告者】〇〇

【参集職員】 〇〇、〇〇、〇〇 計〇名

【開設・閉鎖日時(必要に応じて)】 〇年〇月〇日〇時〇分

【避難者数(報告時点)】 男性:〇名、女性:〇名、計〇名 世帯数:〇世帯

【その他報告事項(必要に応じて)】

※タブレット端末は区職員が操作します。

- ※避難者の対応等で詳細な報告ができない場合、約〇人のようにおおまかな数字の報告でも構いません。 ※緊急の案件は防災無線にて報告をしてくだい。
- ※システムの都合により、エクセル等のファイルを送信できないので、本文に内容を入力してください。

◆報告のタイミング

□ 避難所参集時 □避難所開設時 □ 避難所閉鎖時	
□ 朝8時、昼12時、夕方18時(発災当初)	
□ その他、本部へ判断を仰ぐ必要がある場合等	

(6) 避難所の運営

避難所長をはじめ、学校防災連絡会や町会自治会などの役員の皆さんなどで、避難所運営協議会を開催し、班を編成し役割を分担しましょう。詳細は第5章(P18)をご覧ください。

避難所運営協議会のメンバーが中心となって、協力して避難所を運営します。避難所担当の区職員は、タブレット端末などを使い、生活支援課(P1参照)に避難所の開設状況、避難者数、物資の要請などを随時連絡します。

避難所運営にあたり注意を要する点は、第8章(P25)もご覧ください。

※タブレットの操作方法 等は、P30~を参照

(参考)避難所受入カード(A5両面)

避難	所受入力ー	ト"(避難者名簿)	表面		避難所名:			
		^{媛教} 名前(フリガ	ナ)		続柄	年齢	性別	処理欄(運営者記入)
1					世帯主		男・女	
2							男・女	
3							男・女	
4							男·女	
	筐 旂							
れ	4絡発							
避難	された 者名簿を開	。 示してもよいです	か?				(+	1 1.1
	世来は一句 与と所介で C しるい で すが : はい ・ いいえ しょく あが から なが から なが から なが から とき に情報を開示します							
	ペットも一緒ですか? ペットはケージに入れ、リードでつないでください							
	入所日		左 日	В	追	f P		年 日 日

避難所運営カード(避難者名簿) 裏面

	いちょうしょう ぴょうき かんぜんしょうの (F) かいこ 本調・障がい・病気・感染症・飲んでいる薬・介護など、できるだけ詳しく書いてください)
だれが?	どのような状況?
た はいりょ そ 子 の 他 「配 南」。"	た。 ではしいこと(食べもの・アレルギーなども記入してください)
だれが?	どのような状況?

紫枠の炉を記入してください

※実面も記入し、注意をよく読んでください

- ※記入を拒否した場合は校舎内への立入りができない場合がある旨、伝えます。
- ※避難者名簿は個人情報です。悪用される可能性があるため管理方法・開示範囲には十分注意してください。第8章(P25)も参照してください。
- ※食事の準備のために、避難者数の把握が必要になります。在宅避難者も避難所受 入カードの記入が必要になります。また、連絡なく退所する方もいるため、避難者数 の把握は注意が必要です。

(参考)健康状態チェックリスト(A5片面)

健康状態チェックリスト

●太枠内の項目についてご記入ください。

氏名	年齢

支刊 口:	-	Я	
避難所名			
		小・中	学校

したく しょじ かいよう かた か 自宅で避難している人(食事のみ必要な人)にもカードを書いていただきます。

	チェック項目			
1	き段より熱っぽく感じますか?	はい	•	いいえ
2	^{にきゅう} いきぐる ちね いた 呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか?	はい		いいえ
3	においや味を感じられますか?	はい		いいえ
4	せきやたん、のどの痛みはありますか?	はい	•	いいえ
5	ばんしん 全身がだるいなどの症状はありますか?	はい	•	いいえ
6	^は 吐き気がありますか?	はい	•	いいえ
7	ド痢がありますか?	はい	•	いいえ
8	どうきょちゅう かぞく とう じたく りょうようちゅう かた 同居中の家族等で自宅療養中の方はいますか?	はい	•	いいえ
9	かがまかしょういかない。 かた しゅうかんない ちょくせます 新型コロナウイルス 感染症と診断された方に、2週間以内に直接接しな のうこう まっしんしゃ にな、たいき ちゅう かた ふく 触しましたか?(濃厚接触者として自宅待機中の方を含む)	はい		いいえ
10	その他何か伝えておきたいことがあればご記入ください			-

(以下は避難所運営者が記入します)

体温			°C	受付者氏名
受付日	年	月	日	避難所受入カード受付番号

※チェックリストを用いて健康状態を確認し、風邪等の症状のある方については風邪等の症状のある方の部屋に案内をします。また、新型コロナウイルス感染者と接触のある方(チェックリストの項目8、9にはいと答えた方)については濃厚接触者の部屋を案内します。

第3章 避難所設備を確認・設置しましょう

(1) 学校内の設備の被害状況を確認

避難所施設の点検の際に、学校にある次の設備を点検します。使用できない 場合は、その旨を貼り紙で掲示します。

1)電気設備

照明をつけて確認します。また、漏電等による出火の可能性がありますので、消火器の位置も確認しましょう。

②水道設備

水飲み場やトイレを流して、流れの具合などを見て確認します。水が 出ない、詰まってあふれてしまう場合は、使用できません。また、すで に通水した分が出ているだけの可能性もあるため、バケツなどで水の汲 み置きなどをしましょう。

③ガス設備

震度5以上の揺れの場合は、強制的にガス栓が止まります。まずガス 器具の栓を閉めます。ガスのにおいがある場合は器具が壊れている可能 性がありますので使用・復旧は絶対にやめてください。

においがない場合は、ガス栓を復旧します。給食調理室などの付近にガス栓がありますので、メーターガス栓をあけたまま、復帰ボタンのキャップをはずします。その後、復帰ボタンを押しこみ、ランプが点滅することを確認します。点滅が終わったら復帰となります。

※復帰がでないときは故障の可能性があります

4)通信設備

電話が通話可能かを確認します。受話器を上げた時に「プ・プ・プ」という発信音があれば通話ができる状態です。ただし、通信の輻輳(ふくそう、回線が混み合ってつながりにくい状態)により通話ができないことが想定されます。

⑤ネットワーク設備

学校に配置しているパソコン等が利用可能か、学校教職員が確認します。自校あてメールや自らの携帯などへのメールで送受信可能かを確認します。また、備蓄倉庫に入っているWi-Fi機器や学校のインターネット接続が可能か、区のサイトや検索サイトなどに接続して確認します。なお、パソコンは、状況により名簿管理に活用します。

(2) 学校内の設備等に被害がある場合

- (1)で確認した設備に被害がある場合は、次の設備を設置します。
- ①災害時特設公衆電話(電話機能)

防災備蓄倉庫に「NTT東日本東京支店」のプラスチックの箱(1)があります。この中に電話機(2)、延長コード(3)、説明書が入っています。





1 収納ボックス

2 電話機

3 延長コード

事務室や主事室のカウンターの下などにジャックの受け口(4)がありますので、延長コードを電話機とジャックにつなげば、通話可能です。

電話機は合計3台あり、電話機とジャックに書かれた番号がそれぞれ一致するように接続してください。このうち「国際」のシールが貼られている電話機・ジャックは国際通話が利用可能です。電話は発信専用です。



4 ジャック

- ② 水の確保 (避難所設置の場合に確保)
 - (ア) 受水槽

各避難所には受水槽があります。

- 一般的には次のとおり利用します。
 - 1.バルブを閉めます(新しいタイプは揺れにより遮断します) 2.蛇口の栓をつけ、水を出します(古いタイプは上部からすく います)
- (イ) プール水
 - 1.ろ過器を整備している場合は、ろ過し飲料に使用できます
 - 2.飲料に使用できない場合は、生活用水に使用します
- (ウ) 防災深井戸(生活用水)
 - 1.井戸が使用できるかを確認します
 - 2.ポンプが使用できない場合は、手押しポンプでくみ上げます ※井戸がない学校もあります。



(工)消火栓

- 1.各避難所に給水架台とスタンドパイプが配備されています
- 2.学校付近にある消火栓の位置を確認します
- 3.ふたを開け、スピンドルドライバーでゆっくりと栓を開き、水道が使用 できるか確認します
- 4.残留塩素試薬キットで塩素濃度を測定します
- 5.いったん、栓を閉め、スタンドパイプを設置します
- 6.給水架台を設置し、スタンドパイプとホースで接続します
- 7.給水架台の栓を全て開き、ゆっくりと導水します。その後、栓をしめます。
- 8.時間を決めて順番に水を使用します

※!注意!

- ・消火栓のふたは重いので、複数人で行い手を 挟まないように注意しましょう(宣手等使用します)
- ・ホースがあばれると危険であるため、導水はゆっくり と行いましょう
- ・落下等の危険があるため、消火栓の蓋を開けたら必ず人をつけ ましょう。また、使用しない時間は必ず片付けましょう

(才) 応急給水栓

区内の一部避難所に応急給水栓を設置しています。

この応急給水栓を設置することにより、水道管から直接取水できる ようになるため、校舎の水道管が破損し、避難所の蛇口から水が出ない ような場合でも給水することができます。

※応急給水栓が設置されている避難所には「災」と記載されたマンホール があります。

- (カ) 災害時給水ステーション(給水拠点)からの給水 避難所から近くに給水拠点があれば、直接、取りにいくことができます。 遠い場合は、生活支援課(P1参照)に要請してください。
 - ○給水拠点(区及び区近接地)
 - ①三園浄水場(三園2-10-1)
- ⑥城北公園(坂下2-19-1)
- ②城北中央公園(桜川1-1)
- ⑦赤塚公園(高島平3-1)
- ③都立板橋高校(大谷口1-54-1)⑧大谷口給水所(大谷口1-4)
- ④西德第二公園(西台3-42-1)
- ⑨練馬給水所(練馬区光が丘2-4-1)
- ⑤板橋給水所(加賀1-17-1)
- ⑩桐ヶ斤中央公園(北区桐ヶ斤1-8)

(キ) 備蓄倉庫にあるペットボトル

各避難所には、ペットボトル飲料水がありますが、乳児のミルクや要 配慮者用として利用します。



③電気(発電機)

備蓄倉庫には、発電機があります。発電機は、ガソリンで動くタイプ とプロパンガスで動くタイプの2種類です。

発電機は、投光器(主に夜間)やバーナーに使用します。燃料である ガソリンやガスボンベは、備蓄倉庫にあります。

4仮設トイレ

避難所には、仮設トイレとして、「ベンクイック(便槽タイプ)」、「マンホールトイレ(下水道排出型)」、「スケットイレ(簡易凝固型」の3種類が備蓄されています。それぞれ、上下水道の被害状況により使い分けをします。

被害の有無	上水道被害無	上水道被害有		
下水道 被害無	校舎のトイレ	マンホールトイレ		
下水道 被害有	ベンクイック(便槽) ※流し水(水道)	ベンクイック(便槽) ※流し水(プール等)		





「ベンクイック」は一体型で組み立てて使用します。重いため、複数 人で組み立てましょう。流し水も用意します。

「マンホールトイレ」は汚水ますの近くに設置しますので、場所を確認しましょう。また、流し水を用意します。

「スケットイレ」は薬剤で排泄物を固めるタイプです。既存のトイレ にスケットイレをセットし、緊急時や要配慮者用に使用します。

「スケットイレ」が使用できる状況であれば優先して使用します。

※注意

- トイレは可能なかぎり男女別に設置しましょう
- ・衛生上・防犯上、要配慮者も利用しやすい場所 かつ衛生面や収集を考慮した場所に設置します。
- ・未使用のトイレは他の避難所に持ち運ぶことも ありますので、必要な数だけを使用しましょう

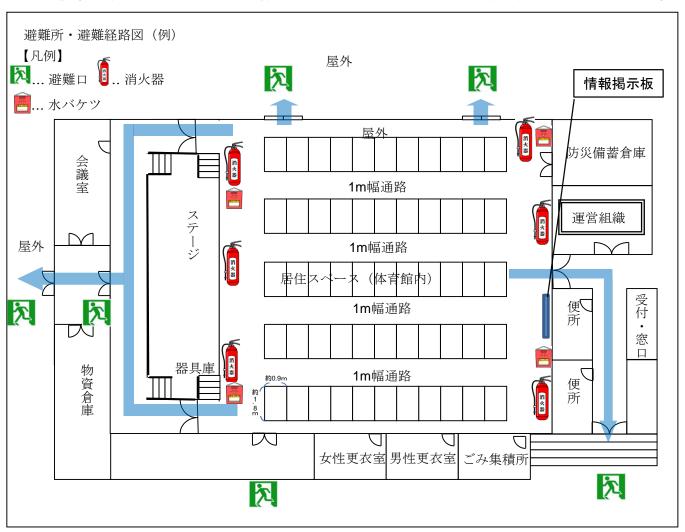


第4章 避難所内の各スペースを作りましょう

避難所内では次のような形で居住スペースや非常口をつくりましょう。避難者1人あたりの避難スペースは、最低限約1畳(約90cm×約180cm)を確保するようにしましょう。

避難してきた地域ごとに場所を割り振ると、その後の活動などがスムーズに 進みます。また、必ず通路を作ることが必要です。当初から複数の通路を設定 しましょう。

※感染症流行時のスペース作りについてはP24の図を参考としてください。



このほか、「〇〇教室」は授乳室、「〇〇教室」は相談室、「〇〇教室」は要配慮者用、「〇〇教室」は風邪等の症状のある方の部屋、などを決めましょう。

また、ごみを出すところも必要です。収集や衛生上の関係からも、学校として既存にあるごみ集積所を中心に配置しましょう。

第5章 避難所運営組織を作りましょう

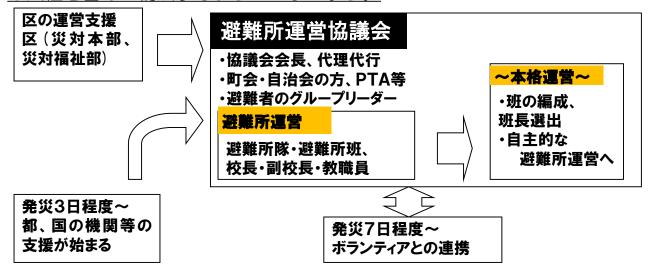
避難所内では、狭い空間に多くの避難者が同居生活をします。そのために は、避難者の皆さんでルールや役割を決めて避難所を運営していくことが必 要です。

そこで、学校防災連絡会や町会・自治会などの役員の皆さんなどで「避難 所運営協議会」を設置します。避難所運営協議会の会長は、平常時から決め ています「避難所長」の方が兼任します。そして、避難所内でのルールや活 動内容ごとのグループを決めましょう。

◎「避難所運営協議会」とは

避難所運営協議会は、避難所を運営していくにあたり、避難所の生活など のルールを決めたり、様々な活動を進めていくための調整や当番の割り振り 等を行う、避難所運営の中心となる組織です。以下のような構成と役割が想 定されます。

※避難所運営には女性の視点を取り入れることが重要です。避難所運営協議会 は女性を含めて構成するようにしましょう。



【活動班の例】

※避難所の大きさや必要な活動により班を決めましょう

総務班

運難所運営協議会事務局の避難所運営情報の記録 生活ルール作成

衛生管理 トイレ・風呂対応 清掃管理 ペット管理 医療・介護活動

被災者管理班

区や対外組織との調整 入退所関係 名簿管理

情報・広報班

広報活動 問合せ対応 地域(在宅避難者)との連携

情報発信、避難所內揭示板

食料·物資班

食料・物資の調達・受入・管理 炊き出し 配給

施設管理班

危険箇所への対応 防火・防犯 ごみ出し

保健·衛生班

保育•児童活動支援 相談

要配慮者班

要配慮者等の支援

ボランティア班

ボランティアの受入・活動調整

①1日のタイムスケジュールを決めましょう。

発災当初は、区との連絡及び食事時間は朝8時、昼12時、夕 方18時が原則となります。

一定期間がたったら、区との連絡は10時と16時の2回となります(食事は3回)。これを基本に起床時間、食事準備・片付け時間、消灯時間などを決めましょう。

②役割と活動内容を決めましょう。

避難所内での、食事準備や清掃、広報活動、防犯活動、避難者管理などの役割を決めます。これは、「〇〇班」といったチームで活動します。町会・自治会で組織している「〇〇部」といったものと考えればわかりやすいでしょう。特定の人や性別に偏ることなく、避難者全員が関わるように割り振ることが大切です。一定の役割だけでなく、様々なことに関わるようにしましょう。

避難者の中には配慮が必要だったり体調を崩す方もいます。学校や近隣保育園の保健師の方と積極的に連携したり、避難者の中で知識を有する方がいれば、協力をお願いしましょう。

③生活上のルールを決めましょう。



ペットの取扱いや禁煙・禁酒のルール(避難所は学校施設であること及び火災防止・健康維持・トラブル防止のため)などを決めましょう。また、電子機器の影響を受けて不具合が発生する医療用具を使用している方もいますので、携帯電話の利用場所・方法も決めましょう。

④生活場所の利用を決めましょう。

「〇〇教室」は避難所運営本部、「〇〇教室」は要配慮者救護場所、「〇〇教室」は授乳室、「〇〇教室」は男女別の更衣室といったように設定します。

また、ごみ置き場と仮設トイレの場所は、衛生を確保しながら利用しやすい場所に設置することが必要です。設定した場所には収集車が入れるようにするとともに、避難所の担当または生活支援課(P1参照)に設置場所を連絡しましょう。

第6章 炊き出し・給食を行いましょう

(1)資機材を用意しましょう。

防災備蓄倉庫には、炊き出しに必要な道具として、①バーナー、②かまど・なべ・ふた、③金網ざる、④計量カップ、⑤食器セット、⑥炊飯袋などがあります。必要に応じて、使用しましょう。

給食調理室が使用できる場合は、避難所長や学校長に使用について確認します。また、食器などは数量に限りがあります。自分で使うものは用意しましょう(特に発災当初は、衛生上使い捨てを用意しましょう)。

(2)炊き出しの準備をしましょう。

炊き出しセット使用方法動画 ⇒

※火器を使うときは複数で!



炊き出しには、調理道具が必要になります。給食調理室にあるものや 避難者の皆さんが用意したものを使用します。調理をする際には、道具 を消毒するほか、石鹸での手洗いやうがいを行い、 マスクや調理用ビニール手袋を使用しましょう。

【バーナーの使用方法】

①灯油タンクと給油管を接続、②元栓を開き、給油管内を灯油で満たす、③元栓を閉め、給油管をバーナーに接続、④元栓を開け、送風機のスイッチを入れる、⑤送風機のダンパーを少し開ける、⑥火のついた点火棒を近づけ、燃料バルブを半回転ほど開く、⑦送風機のダンパー、燃料バルブで火力を調節する

(3)必要な人数を集めましょう。

炊き出しを行う場合は、多くの人数が必要となります。調理するだけでなく、重い鍋の運搬などもありますので、避難者全員に呼びかけて、負担が集中することがないようにしましょう。また、人員が足りない場合は、生活支援課(P1参照)に災害ボランティアの派遣を依頼してください。(必ず依頼した人数が災害ボランティアセンターから派遣されるわけではありません。また、活動時間にも制限があります。)

(4)栄養管理・衛生管理をしましょう。

避難者の中に、調理師や栄養士などの有資格者がいる場合は、栄養指導などのアドバイスを促してください。学校や保育園などには、栄養士資格をもった方がいますので、連携する体制をつくりましょう。

また、食材の保管方法(冷蔵設備の状況)や消費期限の確認、加熱調理を原則とするなど、衛生管理には注意をしましょう。



(5)炊き出しをしましょう。

避難所開設当初は、備蓄食料や配給といったそのまま配布するものが中心となりますが、時間が経つと徐々に食材等を調達できるようになります。

実際に調達できた食材を基に、炊き出しの班長の指示に従い、チームで作業を分担します。煮る・焼く・炊くなどの調理を基本に行います。

※1 チームあたり5~10名で、100~150名分の調理が目安となります

(6)配膳・片付けは皆さんで行いましょう。

食事の時間になり、用意ができたら、放送などでお知らせします。その後、避難区域ごとに決められた配膳場所に取りに行くようにします。足が悪く受け取りにいけないなどの場合は、周囲の方で協力し、「〇〇さんの分」と分かるようにしましょう。

片付けも皆さんで行いましょう。下水の被害状況にもよりますが、詰まりの原因ともなりますので、食べ残しやごみは分別し廃棄するようにしましょう。

(7)要配慮者やアレルギー対応に注意しましょう。

避難所では、食事(食材)についての対応が求められることも考えられます。受付名簿にその旨記載がある方や要望のある方、乳幼児の方には注意をして、アレルギー対応を行います。相談を呼びかけたり、チラシを配布するなども有効です。

食材が不足する場合は、生活支援課(P1参照)へ要請してください。

【!要注意!】 周辺の在宅避難の皆さんも食事を受取りにきます。

在宅避難者数を把握し、区に報告しましょう。地域を担当する 区職員から必要な食料数を確認します。また、在宅避難者からも 炊き出しをする方、配付・片付けをする方が必要となりますので 、地域を担当する区職員に必要人数と決められた時間や場所を伝 えます(在宅避難者と列を分けるなどの工夫をします)。

なお、在宅の要配慮者への配送は、周辺の皆さんや区職員、災害ボランティアなどで協力して行います。



第7章 避難所での感染症対策

○感染症流行期に避難所を開設・運営する場合の注意点

・避難者の健康状態の確認

避難者の受付を行う際に、検温の実施、健康状態チェックリスト(P12)に基づいた発熱や咳の症状の有無の確認、濃厚接触者であるかを聞き取りまたは申告していただき、症状がある避難者、濃厚接触者は別室を案内してください。避難所内で体調が悪くなった避難者は、避難所運営本部に申し出るよう、備蓄倉庫にある赤い箱の中にある掲示物やアナウンスで呼びかけを行ってください。

発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状が出た避難者、濃厚接触者の避難スペースは、症状のない避難者とは別の部屋に確保し、専用のトイレも確保するようにしてください。また、症状のない避難者と体調の悪い避難者との動線が極力交わらないようにしてください。

なお、咳や発熱など症状が重いと判断される方には、備蓄しているテントを活用して感染リスクの低減を図ってください。

•十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内では、扉を開放したり、風雨が弱まっているときには窓を開けたりすることにより十分な換気に努めるとともに、避難者どうしの距離を離し「三密」状態にならないよう留意してください。

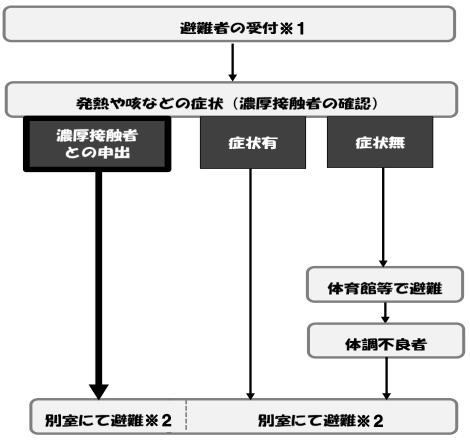
手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者の感染防止対策として備蓄倉庫内にある手指消毒剤を避難所の入口等に設置し、避難者に使用してもらってください。また、避難者に対して掲示物を用い、手指消毒剤を用いた手指の消毒や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策をしていただくよう呼びかけを行ってください。

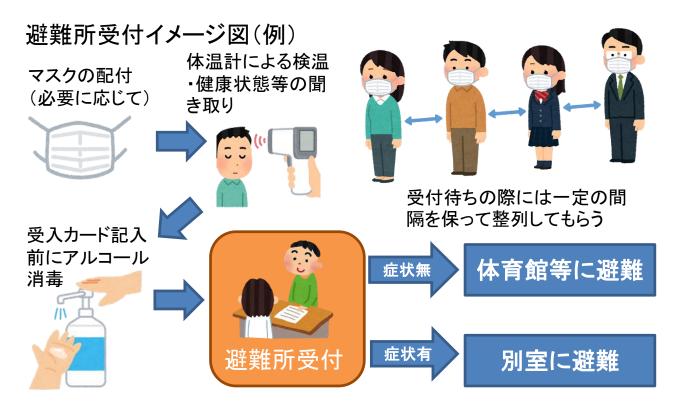
•マスク着用による感染防止対策

感染症が流行している当面の間は、発熱・咳等の症状が無くても、避難 所内ではマスクを着用することを原則とします。マスクを持参しなかった 方にも、避難所の備蓄マスクを配付し、飛沫感染の可能性の低減を図って ください。

避難所受入フロー図



- ※1 自宅が安全な場合は、在宅避難が基本となります。
- ※2 発熱や咳等の症状のある方と濃厚接触者の部屋は別にします。



感染症流行時の避難所レイアウト(例)

感染症流行時の避難所内では次のような形で居住スペースをつくりましょう。



避難者1人あたりの避難スペースは4㎡(2m×2m)が目安となります。 避難者が多くなり、避難スペースが足りなくなった場合は、空き教室を使用 したり、1人あたりのスペースを詰めるなどして多くの方が避難できるように しましょう。

このほか、学校ごとに事前に風邪等の症状のある方の部屋や濃厚接触者の避難部屋を決めていますので、該当者が避難してきた場合には、各部屋に案内をしてください。

第8章 その他の注意点

○避難者の入退所を確認しましょう。

安否確認、郵便物配達など、入退室の状況を把握することが重要です。退去する場合には、必ず避難所受付にその旨を伝えるようにしてください。また、一時的に外泊する場合にも届を出すようにしてください。

〇安否確認には注意しましょう。

災害時には、様々な方・団体が安否確認をしてきます。本当に必要としているご家族・ご親戚の方であれば問題はありませんが、悪質商法に使うための名簿調製や自宅を留守にしていることの確認、DV加害者・ストーカーからの場合も想定することが必要です。

そこで、電話などで避難者の情報を提供することは避け、必ず来所してもらい身分証明による確認をします。不明な場合は、避難所を担当する区職員や生活支援課(P1参照)と相談しましょう。

〇取材可否ははっきりと伝えましょう。

各避難所の運営協議会で取材依頼を受けることがあります。そこで、取材に対しては、運営協議会としてどのように対応するかを決めましょう。また、避難者それぞれの考え方もあります。協議会として受ける場合でも、避難者それぞれに配慮しましょう。

〇災害時には避難所内外の治安が悪化することがあります。

避難所物資の盗難や避難者の所有物の紛失、さらに避難していることにより地域の治安が悪化することも考えられます。避難所や地域の皆さんで、避難所内や地域全体の防犯活動を行いましょう。

〇避難所は学校施設です。

避難所は学校施設です。子どもたちが楽しみにしている学校を早期に再開するためにも、施設を壊したり汚したりしないよう、避難者の皆さんできれいに使用しましょう。また、閉鎖の際は、避難者の皆さんで片付けを行いましょう。

○車での避難について

原則、車での避難は認めていません。各避難所にも十分な駐車スペースがあるわけではないため、車で避難された方がいた場合は、要配慮者の方などを降ろした後、車を自宅か近隣の駐車場等に置いてきてもらうようにお伝えください。

ただし、受け入れを拒否して自宅等に戻らせることで、危険が及ぶような 状況であれば、現場で駐車の可否を判断してください。

○避難所内でのテント使用について。

避難所の体育館等で、個人が持ち込んだテントを使用することは、テントの内の避難者の急な健康状態の変化に気づけなくなる恐れがあるため、原則として認めておりません。

〇ペットの避難について。

ペット同行で避難する方もいます。飼い主はペットをケージに収容またはリードをつなぎ、飼い主が餌を用意することとなっていますので、そのことをはっきり伝えましょう。また、ケージに入れたペットを置くスペースを作りましょう。ペットの避難スペースに関しては、原則屋外に設けていただき、児童・生徒の健康を考えご配慮いただくとともに、テントなどを使いペットが雨などに濡れないように対策をしていただくようお願いします。

ペットがケガをしている場合は、区が開設する動物救護所で手当を行いますので、区に報告しましょう。

〇帰宅困難者に対する対応について。

区では、帰宅困難者に支援を行う「一時滞在施設」を区内12箇所に設置、民間の一時滞在施設も6箇所開設されます。避難所は地域住民が避難するところですので、帰宅困難者は一時滞在施設を案内してください。なお、一時滞在施設は発災から3日程度で閉鎖されますので、一時滞在施設の閉鎖後は避難所で対応していただく場合があります。

※区の一時滞在施設一覧

- ①板橋地域センター(板橋3-14-15) ⑦常盤台区民事務所(常盤台3-27-1)
- ②仲宿地域センター(氷川町12-10) ⑧板橋西清掃事務所(徳丸1-16-1)
- ④板橋東清掃事務所(東坂下2-20-9) ⑩志村福祉事務所(蓮根2-28-1)
- ⑤熊野地域センター(熊野町40-9) ⑪高島平地域センター(高島平3-12-28)
- ⑥仲町地域センター(仲町20-5) ①桜川地域センター(東新町2-45-6)

※民間一時滞在施設

- ①杜のまちや(南常盤台2-4-3) ⑤東京土建一般労働組合板橋支部会館(双葉町36-6)
- ②創価学会板橋文化会館(志村1-30-22) ⑥創価学会板橋平和講堂(成増1-2-10)
- ③創価学会板橋平和会館(小茂根3-5-9) ⑦常盤台バプテスト教会(常盤台2-3-3)
- ④トヨタモビリティ東京(株)板橋本町店(清水町5-3)

○多様なニーズを把握し、特別な配慮が必要な方への対応を協議 しましょう。

避難所には、病気や障がいのある方、DVやストーカー被害に遭っている方など、特別な事情を持った方も避難してきます。避難時にこうした事情を把握し、避難所運営に携わる人で情報を共有しながら、避難者の対応にあたりましょう。

特に、病気や障がいのある要配慮者は、行動に制限があり健康な方と 同様な生活を行えない場合があります。多くの人が生活する体育館等と は別の要配慮者用の部屋を用意し、近くにトイレを配置するなど、対応 を検討しましょう。

避難所での生活が困難な方が避難生活を送る場所として、発災から数日後に区内の福祉施設などに「福祉避難所」が開設されます。避難者の中に避難所での生活が困難な方がいる場合は、その人の状況(どれほどの配慮が必要であるか)等を区へ報告してください。

避難所における要配慮者への対応等については、避難所開設ボックス内の「災害時要配慮者対応マニュアル」を参考としてください。

また近年、男女のニーズの違いや子育て家庭、宗教、LGBTQ(※)をはじめとする性的マイノリティ等のニーズに配慮することの重要性が高まっています。以下のチェックリストなどを参考に、多様なニーズを把握し、これらを踏まえ誰でも安心して過ごせる避難所運営となるよう、対応を協議しましょう。

- □ 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室等の設置
- □ 授乳室の設置
- □ 身体の不自由な人や乳幼児のいる家族のためのエリアの設置
- □ 男女別のトイレ
- □ 女性用品(生理用品・下着等)の女性担当者による配布
- □ 高齢者・アレルギー・宗教等に配慮した食事の提供
- □ 避難所運営組織への男女両方の配置
- □ 性別や年齢によって食事・清掃等の役割分担を固定化しない
- □ 障がい者、高齢者、女性、子育て家庭等のニーズの把握
- □ 避難者名簿の情報に基づくきめ細やかな支援
- □ DV・ストーカー等の避難者情報の管理徹底
- □ 不安や悩み等に対する相談窓口の設置及び周知
- □ 運営者の様々な宗教・LGBTQ(※)などに対する理解

※LGBTQとはLesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、 男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、 Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられ た性別とは異なる人)、Questioning(クエスチョニング、自らの性の あり方について、特定の枠に属さない人、わからない人)の頭文字をと った言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつ。

第9章 資料編(赤いクリアボックスに入っている物等)

(1)避難所開設関係書類一覧

No.	様式名
1	避難所受入カード
2	物品受払簿
3	避難所開設日誌
4	避難所受け入れ状況報告書
5	避難所勤務状況表
6	救援物資受領書

(2)避難所開設関係物品一覧

No.	品目	規格	数量	単位
1	マジックペン	太/細 黒色	1	本
2	マジックペン	太/細 赤色	1	本
3	養生テープ	幅50mm×50m 半透明	1	巻
4	養生テープ	幅50mm×50m 若葉	1	巻
5	布テープ	0.20mm厚/幅50mm×25m巻	1	巻
6	ゴミ袋	70L 1パック100枚入り	1	パック
7	ビニール袋(土足収納用)	1箱 1000枚入り 乳色	1	箱
8	ビニールひも	1巻 200m	1	巻
9	鉛筆	2B 1ダース(12本入)	1	ダース
10	鉛筆削り器	大・小	各 1	個
11	消しゴム	小サイズ	3	個
12	カッター	L型 ブルー	3	個
13	はさみ		2	個
14	穴あけパンチ		1	個
15	つづりひも	1袋 100本入	1	袋
16	A4ファイル	ブルー2冊 ピンク7冊	9	⊞
17	クリップボード	A4 タテ	2	枚
18	マグネットボード(筆談用)		1	個
19	ビブス	青色	6	枚
20	軍手			
21	傘袋		1000	枚
22	ダブルクリップ	1袋10個入	1	袋
23	ふせん	50mm×15mm1冊90枚×5	1	箱
24	立入禁止テープ		1	巻
25	ホチキス		1	個
26	ホチキス針		1	箱

(3)揭示物一覧

No.	表題	数量	単位
1	土足厳禁(図有り)	1	枚
2	矢印(図のみ)	3	枚
3	避難者受入力ード記入場所	1	枚
4	女子トイレ(図有り)	1	枚
5	男子トイレ(図有り)	1	枚
6	だれでもトイレ(図有り)	1	枚
7	避難された方へのお願い	2	枚
8	避難所を退所される方へのお願い	2	枚
9	立入禁止	1	枚
10	立入禁止(図有り)	2	枚
11	禁煙(図有り)	1	枚
12	禁酒(図有り)	1	枚
13	風邪などの症状のある方は受付時に申し出てください	1	枚
14	体調の悪い方は本部までお知らせください	1	枚
15	ペット受入場所	1	枚
16	避難所入口(左矢印)	1	枚
17	避難所入口(右矢印)	1	枚
18	避難所開設中	2	枚
19	避難スペースは体育館です	1	枚
20	咳エチケットにご協力ください(図有り)	1	枚
21	手の消毒をお願いします(図有り)	1	枚
22	避難所運営本部	1	枚
23	受付	1	枚
24	備蓄物資配布場所	1	枚
25	使用禁止	3	枚
26	喫煙所	1	枚
27	掲示板	1	枚
28	無料特設公衆電話	1	枚
29	授乳室	1	枚
30	女性更衣室	1	枚
31	男性更衣室	1	枚
32	避難スペースはこちらです	1	枚
33	燃えるゴミ	1	枚
34	燃えないゴミ	1	枚
35	ペットボトル	1	枚
_	缶、ビン	1	枚
37	ゴミは各自でお持ち帰り下さい	1	枚
38	外国籍住民用避難所説明文	1	定

1 熱中症予防のために

〇概要

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用や、身体的距離の 確保など、新しい生活様式を実践することが必要となっています。

夏季はマスク着用により、皮膚からの熱が逃げにくく、脱水になるなど 体温調節がしづらくなるため、熱中症のリスクが高まります。次のような 注意点を意識して、新しい生活様式による感染対策と、熱中症予防を両立 させましょう。

- (1) 人と2メートル以上離れているときは、熱中症を防ぐため一時マスクをはずして体温調節をしましょう。
- (2) のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- (3) マスク着用時は、激しい運動を避け、気温や湿度が高い時は暑さを避ける行動をしましょう。
- (4) エアコン使用中もこまめに換気しましょう。エアコンを止める必要はありません。

○熱中症に関する問合

板橋健康福祉センター ☎03-3579-2333





2 マイナンバーカードでマイナポイント 最大 20,000 円分のマイナポイントがもらえる!

〇概要

6月30日から、マイナンバーカードの健康保険証の利用申込みや 公金受取口座の登録を手続きすると、マイナポイントが付与されます。 また、マイナポイント設定を支援するため、専用の窓口を設けていま す。

〇問合

板橋区マイナポイント等支援ダイヤル ☎03-6630-5986



3 こんなトラブル相談増えています!自宅で不用品買い取り訪問購入のトラブル

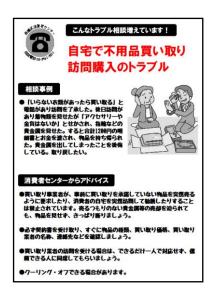
〇概要

「いらない衣類があったら買い取る」と訪問してきた事業者が、 衣服以外にも「アクセサリーや金貨はないか」と要求し、指輪などの 貴金属を見せたところ、合計 1200 円の明細書とお金を渡され、物品 を持ち帰られてしまった、というトラブルが発生しています。

売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、 きっぱり断りましょう。

〇問合

消費者センター ☎03-3579-2266



4 「消費者お助けダイヤル188」について

〇概要

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に 関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け 付けています。

〇問合

消費者センター ☎03-3579-2266



Ⅵ 区長結び挨拶

本日は、限られた時間ではございましたが、貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の懇談会では、公園・道路の環境整備や地域 防災など、テーマが多岐にわたり、地域の皆様の関 心の高さを感じる機会となりました。

皆様からいただいたご意見・ご要望につきましては、できることは速やかに実行に移し、検討・調整を要するものについても、十分に検討し、よりよい区政の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加傾向を見せており、予断を許さない状況が続いております。

今後も刻々と変化する状況を的確に捉え、迅速・ 柔軟な対応を図り、区民の皆様に、安心・安全をお 届けできるよう全力を尽くしてまいります。

結びにあたり、仲宿地区の益々のご発展と、本日お集まりいただきました皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、お礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。